

## 大分県人権教育・啓発推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、大分県人権教育・啓発推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、人権尊重の理念について県民の理解を深め、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議し、事業を実施する。

- (1) 人権に関する総合的な教育・啓発及び広報
- (2) 人権に関する教育・啓発についての調査及び研究
- (3) 人権に関する教育・啓発についての情報の収集及び提供
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する別表第1に掲げる団体等をもって組織する。

2 協議会には、会長及び委員を置く。

3 会長は、生活環境部を担任する副知事をもって充てる。

4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職を代行する。

6 協議会事務局を大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課内に置く。

7 事務局長は、大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長をもって充てる。

(総会)

第5条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、会長が招集し、その議長となる。

3 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の事業報告及び収支決算
- (2) 協議会の事業計画及び収支予算
- (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

4 臨時総会は、会長が必要と認めたととき開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会は、協議会の目的を達成するために必要な事項について協議、検討するため、必要に応じて開催する。

3 事務局長は、幹事会を招集し、その議長となる。

(経費)

第7条 この協議会の経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、別表第4に定める額とする。

(会計年度)

第8条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(書類及び帳簿)

第9条 協議会には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(2) その他必要な書類及び帳簿

(決算及び監査)

第10条 この協議会の会計は、毎年4月30日までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

2 監事は、通常総会において会長が指名する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は、平成14年5月30日から施行し、平成14年度事業から適用する。

ただし、別表第4負担金は平成15年度から適用し、平成14年度の負担金は、なお従前の例による。

2 大分県同和問題啓発推進協議会規程は廃止する。

附 則

この規約は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 構成団体等

| 団 体 等 名                    |
|----------------------------|
| 大分地方法務局                    |
| 大分労働局                      |
| 大分県                        |
| 大分県教育委員会                   |
| 大分県市長会                     |
| 大分県町村会                     |
| 大分県市町村教育長協議会               |
| 全市町村                       |
| 大分県商工会議所連合会                |
| 大分県商工会連合会                  |
| 大分県中小企業団体中央会               |
| 大分県経営者協会                   |
| 大分経済同友会                    |
| 大分県農業協同組合中央会               |
| 大分県森林組合連合会                 |
| 大分県漁業協同組合                  |
| 日本労働組合総連合会大分県連合会           |
| 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会          |
| 一般財団法人 大分県私学協会             |
| 公益社団法人 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 |
| 有限会社 大分合同新聞社               |
| 大分県保育連合会                   |
| NHK大分放送局                   |
| 株式会社 大分放送                  |
| 株式会社 テレビ大分                 |
| 大分朝日放送 株式会社                |
| 株式会社 エフエム大分                |

別表第2 協議会委員

| 団 体 等 名             | 職 名     |
|---------------------|---------|
| 大分地方法務局             | 局 長     |
| 大分労働局               | 局 長     |
| 大分県市長会              | 会 長     |
| 大分県町村会              | 会 長     |
| 大分県市町村教育長協議会        | 会 長     |
| 大分県生活環境部            | 部 長     |
| 大分県教育委員会            | 教 育 長   |
| 大分県商工会議所連合会         | 会 長     |
| 大分県商工会連合会           | 会 長     |
| 大分県中小企業団体中央会        | 会 長     |
| 大分県経営者協会            | 会 長     |
| 大分経済同友会             | 代 表 幹 事 |
| 大分県農業協同組合中央会        | 代表理事会長  |
| 大分県森林組合連合会          | 代表理事会長  |
| 大分県漁業協同組合           | 代表理事組合長 |
| 日本労働組合総連合会          |         |
| 大分県連合会              | 会 長     |
| 社会福祉法人              |         |
| 大分県社会福祉協議会          | 会 長     |
| 一般財団法人 大分県私学協会      | 理 事 長   |
| 公益社団法人              |         |
| 大分県人権・部落差別解消教育研究協議会 | 会 長     |
| 大分県保育連合会            | 会 長     |
| 有限会社 大分合同新聞社        | 代表取締役社長 |
| NHK大分放送局            | 局 長     |
| 株式会社 大分放送           | 代表取締役社長 |
| 株式会社 テレビ大分          | 代表取締役社長 |
| 大分朝日放送 株式会社         | 代表取締役社長 |
| 株式会社 エフエム大分         | 代表取締役社長 |

別表第3 協議会幹事

| 団 体 等 名           | 職 名             |
|-------------------|-----------------|
| 大分地方法務局           | 人権擁護課長          |
| 大分労働局             | 総務部総務課長         |
| 大分県市長会            | 事務局長            |
| 大分県町村会            | 事務局長            |
| 大分県生活環境部          | 人権尊重・部落差別解消推進課長 |
| 大分県教育委員会          | 人権教育・部落差別解消推進課長 |
| 大分県商工会議所連合会       | 専務理事            |
| 大分県商工会連合会         | 専務理事            |
| 大分県中小企業団体中央会      | 専務理事            |
| 大分県経営者協会          | 専務理事            |
| 大分経済同友会           | 事務局長            |
| 大分県農業協同組合中央会      | 総務企画部長          |
| 大分県森林組合連合会        | 参 事             |
| 大分県漁業協同組合         | 指導課長            |
| 日本労働組合総連合会大分県連合会  | 副事務局長           |
| 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 | 事務局長            |
| 一般財団法人 大分県私学協会    | 事務局長            |
| 大分県保育連合会          | 事務局長            |

別表第4 負担金

| 区 分         | 年負担金（千円） |
|-------------|----------|
| 大 分 県       | 2,309    |
| 大 分 市       | 89       |
| 別 府 市       | 72       |
| 中 津 市       | 64       |
| 日 田 市       | 64       |
| 佐 伯 市       | 64       |
| 臼 杵 市       | 40       |
| 津 久 見 市     | 24       |
| 竹 田 市       | 24       |
| 豊 後 高 田 市   | 24       |
| 杵 築 市       | 32       |
| 宇 佐 市       | 56       |
| 豊 後 大 野 市   | 40       |
| 由 布 市       | 32       |
| 国 東 市       | 32       |
| 姫 島 村       | 9        |
| 日 出 町       | 24       |
| 九 重 町       | 24       |
| 玖 珠 町       | 24       |
| 団体（個別企業を除く） | 9        |